16 制限の緩和(条例第31条関係)

政 令	条 例
	第三十一条 第十一条から第二十九条までの規
	定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上
	やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定
	建築物については、適用しない。
	2 第十四条から第二十九条までの規定は、こ
	れらの規定を適用する場合と同等以上に高齢
	者、障害者等が円滑に利用できると所管行政
	庁が認める特別特定建築物については、適用
	しない。

〔解説〕

- ○所管行政庁が構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと認めた建築物、または、同等 以上に円滑に利用できると認めた建築物に対して、条例の規定を適用しないこととする条項 である。
- ○なお、政令の規定に関しては、緩和措置は存在しないため、留意が必要である。